様式第５号（第５条の２）

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年　　月　　日

宜野湾市消防長　殿

届出者
住　所
（電話　　）
氏　名
（法人の場合は、名称及び代表者）　印
防火担当者
住　所
（電話　　）
氏　名　　印

添付のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。

指定催しの開催場所	宜野湾市真志喜		
指定催しの名称	仮称　はごろも祭り		
開催期間	自　年　月　日 至　年　月　日	開催時間	開始　時　分 終了　時　分
一日当たりの人出予想人数		露店等の数	
使用火気等	□コンロ等の火を使用する器具　□ガソリン等の危険物 □その他（　　）		
その他必要事項			

※　受付欄	※　経過欄

主催者です。

開催する期間、営業時間を記載して下さい。

該当する物はすべて記載して下さい。

備考

1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　□印のある欄には、当該の□印にレを付けること。

3　※印の欄は、記入しないこと。

火災予防上必要な業務に関する計画　（1号）

防 火 体 制 組 織 図

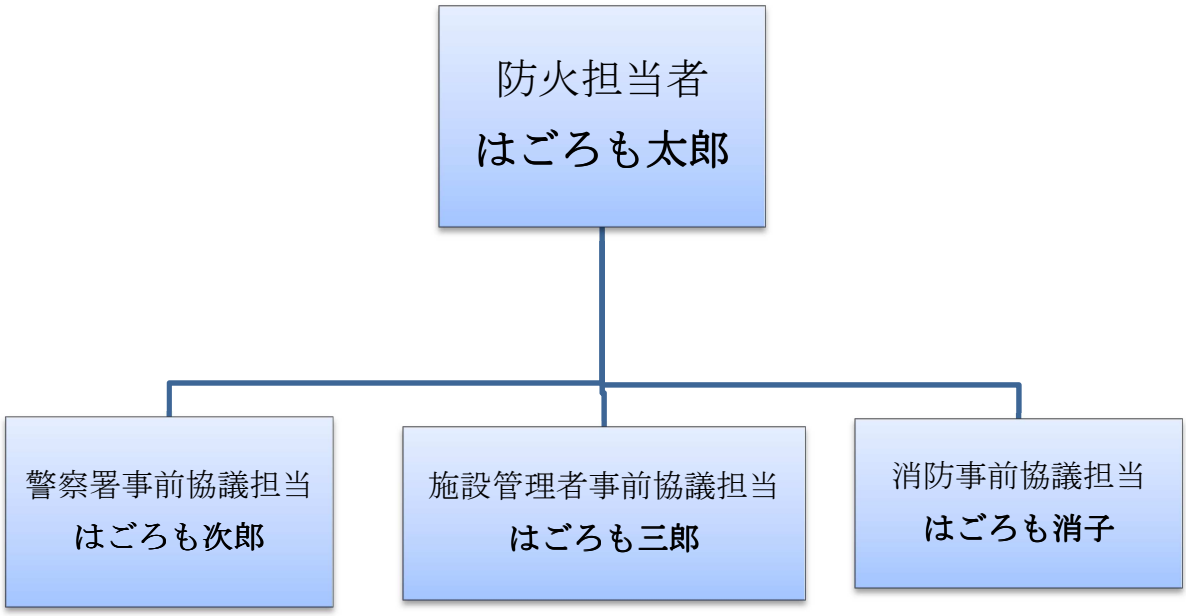

1．防火担当者は、指定催しの関係者に対して火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の者を防火担当者として選任すること。

2．消火準備、対象火気器具等や危険物取扱い場所の確認、避難通路の確保を事前協議すること。

火災予防上必要な業務に関する計画　（２号）

安全のための自主チェック表

番号	チェック	内　　容
１	開設場所	□消火栓、防火水槽等の消防水利使用の妨げる場所には設置していません。（消防水利から５ｍ以上離れている。）
		□消防車の進入路付近や周囲の建物からの避難に支障がでる場所には設置していません。
		□強風等で屋台・テントが倒壊、飛散したりしないよう固定されています。
		□発電機を使用しています。（※番号７.番号８を必ずチェックする。）
２	自主防火管理	□消火器を準備しています。
		□消火器の正しい取扱方法を確認しています。
		□万が一に備え、１１９番通報、避難誘導等の担当者を決めています。
３	火気器具等	□火気器具等は安定した不燃性の床、台などの上で使用しています。
		□火気器具等の近くには、燃えやすい物を置いていません。
		□火気器具等の周囲は、常に整理、清掃に努めています。
４	ＬＰガス	□ボンベは、平らな直射日光の当たらない風通しの良い場所に、鎖等で固定して設置され、火気器具等から２ｍ以上離れています。
		□ゴムホースは、ひび割れや焦げ等で劣化のないＬＰガス専用のものを使用しています。
		□火気器具等とゴムホースの接続は確実に行い、ホースバンドで固定しています。
		□１本のボンベから２以上の火気器具等に分岐して使用していません。
５	カセットこんろ	□カセットコンロを使用する場合は、取扱い注意事項を守り正しく使用します。
６	電気器具	□たこ足配線はせず、許容電流を守っています。
		□水がかかるおそれがある電気器具、コンセントは防水性能があるものを使用しています。
		□コンセント、配線には、照明器具等の荷重がかからないようにしています。
７	発電機	□発電機は、正しい使用・取扱い方法を確実に理解しています。
		□観客等が容易に近づけないように、ロープ等で区画しています。
		□途中で給油しなくても良いようにしています。
		□運転中、暗い場所や観客等のいる場所での給油は絶対にしません。
８	危険物容器	□運搬及び保管する容器は、消防法令に適合した金属容器を使用し、キャップを確実に締め、取扱説明書に基づき正しく使用します。
		□直射日光が当たらない風通しの良い場所で、発電機及び観客等から十分な安全な距離を保っています。
		□容器のキャップを開ける前には、必ず安全な場所で圧力調整弁から圧力抜きを確実に行います。
９	玩具用花火	□たばこ等の火で着火しないよう、蓋のある不燃性の容器に入れるか、防炎シートで覆って販売します
１０	暖房器具	□暖房器具は、燃えやすいものから十分離して使用し、使用中はその場を離れません。
１１	放火防止対策等	□２日間以上にわたり開設する場合には、ＬＰガスボンベその他の燃料、発電機は、露店終了後には持ち帰ります。
		□ゴミ等の可燃物を持ち帰り、整理整頓を確実に実施します。

火災予防上必要な業務に関する計画　（3,4 号）

発電機配置図

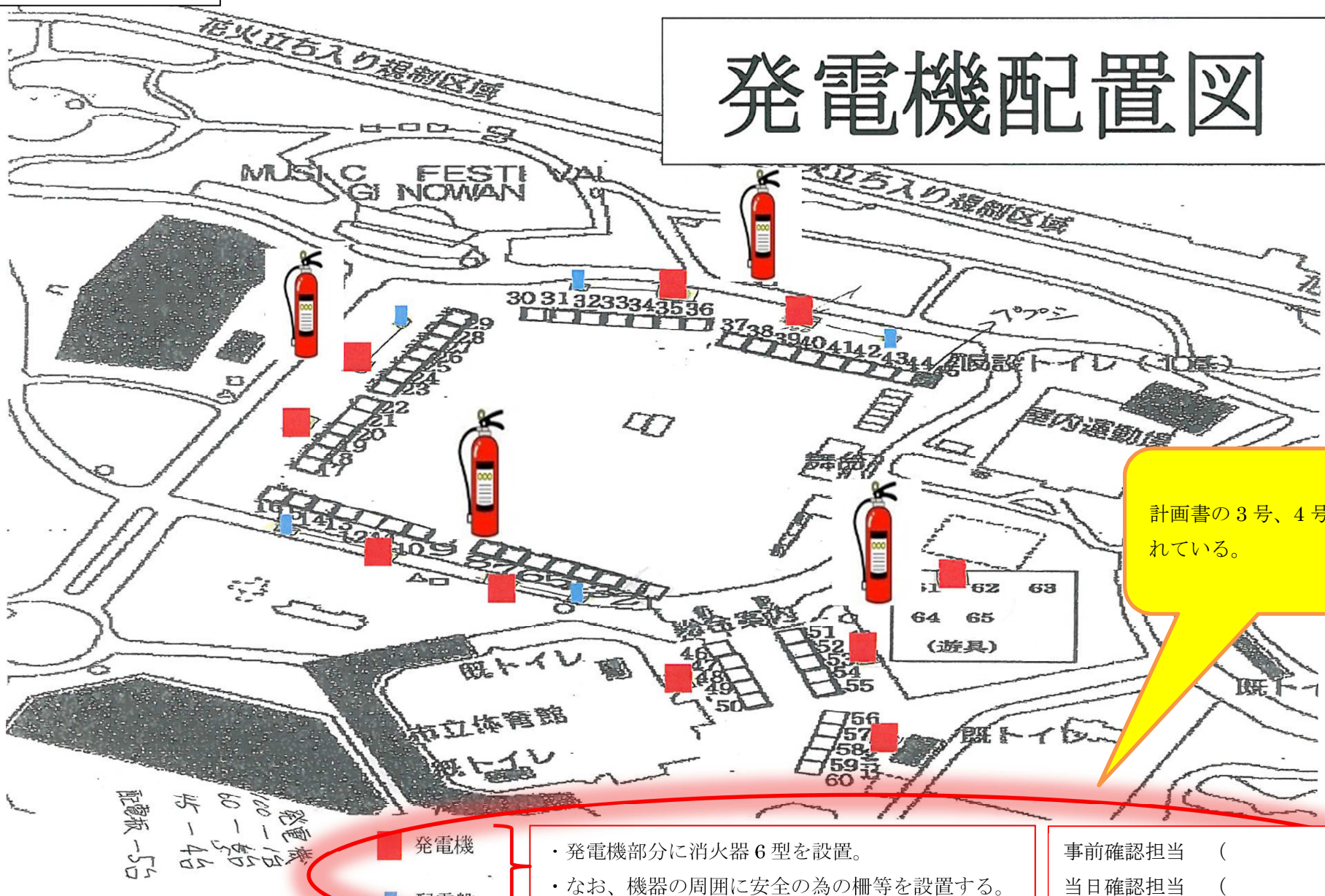

計画書の 3 号、4 号が網羅されている。

発電機

配電盤

・発電機部分に消火器 6 型を設置。
・なお、機器の周囲に安全の為の柵等を設置する。

事前確認担当　（　　）
当日確認担当　（　　）

火災予防上必要な業務に
関する計画　（3,4 号）

露店等配置図及び消火器配置図

火災予防上必要な業務に
関する計画　（５号）

避 難 経 路 図

通 報 担 当　（　　）
消 火 担 当　（　　）
避難誘導担当（　　）
応急手当担当（　　）

火災予防上必要な業務に関する計画　（６号）

○　○　祭　り　に　お　け　る　各　種　対　策

（１）計画に変更が生じた場合には、ただちに消防署へ連絡すること。

（担当者：　　）

（２）防火のための巡回、交通整理及び避難誘導等の安全管理に係る人員を配置すること。　　（担当者：　　）

（３）指定催しの主催者は、参加者の安全に問題となる事象が発生すれば観客等の安全確保を最優先し、必要な対応をとること。

※１　安全に問題となる事象とは

（想定外の来場者、事故の発生、天候の悪化等）

※２　必要な対応策とは

（アナウンスの実施、避難通路の確保、計画の一部変更または中止

警察・消防への通報）

（担当者：　　）